

会 議 の 経 過

1 開 会 午後3時00分

(小椋教育長) これより第4回倉吉市教育委員会定例会を開会する。

2 前回議事録承認

3 議事録署名委員の選出 福井委員

4 議 事

(1) 議案第8号 平成31年度倉吉市の教育方針と重点施策について

(資料に沿って、各課長説明)

教育長 何かご意見があればお願いします。

委 員 基本的には、中期計画の中での31年度ということなので、これでいいと思うのですが、ほぼ30年度と比べてみると大きく変わるところはないと思っています。昨年の3月の時に「有形・無形の歴史的な資産の保存と活用」と「親しみ学ぶ機会の提供できる博物館」の中で、学校教育との連携をしっかりとやっていただきたいという意見を出した記憶がありまして、そこは実施の具体的な施策の中に落として進んでいただければという希望を申し上げておきます。

教育長 ありがとうございます。報告の中にあるのかもしれませんが、かなり博物館も文化財課もそこを意識して動いていると感じています。改めて、そこを忘れないようにお願いします。

教育長 その他、よろしいでしょうか。

(各委員意見なし)・・・承認

(2) 議案第9号 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

(資料に沿って、各課長説明)

教育長 何かご質問はございませんでしょうか。

委 員 中学校はなかったでしょうか。

委 員 ないです。耳鼻科医はあまりないですね。

教育長 耳鼻科医は倉吉市にお願いするドクターがあまりないです。それからご高齢になられた方もいました。

委 員 新しく開業された委員がありましたが。

学校教育課長 医師会の事務局に推薦依頼をかけております。

委 員 だからそこで決まったんですね。

教育長 よろしいでしょうか。

(各委員異議なし)・・・承認

(3) 議案第10号 倉吉市地域学校委員会委員の任命について

(資料に沿って、学校教育課長説明)

教育長 何かご質問はございませんでしょうか。

教育長 特に PTA 会長は今年度の会長名が入っていますが、新年度の会長に実際になって
いただく予定です。

教育長 よろしいでしょうか。
(各委員異議なし)・・・承認

(4) 議案第 11 号 倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

(資料に沿って、学校教育課長説明)

(5) 議案第 12 号 倉吉市立中学校部活動指導員に関する規則の制定について

(議案第 11 号に続けて、資料に沿って学校教育課長説明)

教育長 何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

委 員 顧問は置かずに指導員のみで部活動と書いてある、部活動のときはもう教員が
つなくても、みられるということでしょうか。

学校教育課長 そうです。

委 員 そこで、もしかして問題等が起きた場合の対応がどうなのかなという心配と、あ
と指導員になった方には、しっかり研修をしていただきたい。私もバドミントン
をしていて、土曜日に指導員の資格をもった人の研修会があって、そこでパワハラと
か、そういう研修を受けていました。どういった場合に起こるのか、どういう要因
で起こるのかという研修を受けて、それぞれグループワークもしながらしました。
どうしても教員がいなくなると、そのへんで指導の行き過ぎということがありう
るかもしれないので、そこがちょっと心配だということがあります。そういう研修
をしっかりとすること、あと本当だったらコーチ資格とか、日本体育協会、日本ス
ポーツ協会の資格を持っていますので、有資格者を優先的に入れるとか研修を必ず
受けないと指導員の資格が更新できない。そういう方を優先的に入れるのが一番良
いかなと思っています。なにかあってからでは、教員がいないとちょっとどうか。
どうしても勝ちたいと思うコーチや、そういう方がいると、自分では一生懸命して
いると、それがパワハラになりかねないという研修でした。口で言って言葉の暴力
的なこともありますので、その辺はしっかりと学校の指導なり、教育委員会でもし
っかりみていただきたいと思っています。

学校教育課長 対応というところで先ず一点、先ほど説明したとおり第 2 条のところ
で地方公務員法第 3 条第 3 号というところで、これ臨時職員、非常勤職員の任用とい
うになりますので何かあったとき、市が任用しているということで対応していかな
ければいけないと考えています。研修のことは大事なことだと思います。本年度久米
中学校で 2 名の方が指導員になられますので、私どもの方で出かけていきしっかり
話なり、あるいは研修会も県のほうが開催しておりますので出ていただくようにお
願いしたいと考えております。

委 員 関連で、心配していたのがこれを読んでみると、校長が指導員に顧問を命じる
ことができると思います。でも普段している一般活動のなかで、もし何かあったとき
窓口というのはどこかもう一度きちんとさせたい。何かあったとき対応は
この身分がある、それは分かるんですけど日々毎日の指導のなかで何か伝えたい
こととか学校との連携がどこか確認しておきたいです。

学校教育課長 第 4 条のところの (6) (8) (9) のところを見ていただき、窓口的なところ
あるいは緊急事態のときこの指導員が行うことになります。

教育長 第3項をきちんと読めば、当該部活動を担当する教諭等を指定とあるでしょう。顧問じゃなくてもその部の担当者は正規の教諭を決めるということではないですか。

学校教育課長 正規の教諭が必ずしも顧問になるとは限りませんので、教員の軽減負担のところで導入されているということですので、単独でこの方が部活を持つということも起こりえます。

委員 私も軽減のためにこれが取り入れられていると分かるんですけど、今あったように何かあったときに、保護者が直接話をする、学校は直接的にはその都度タッチしないということでしょうか。

学校教育課長 必ずしも学校がノータッチという訳にはいきません。そのところは知っておいていただきたいと思います。やはり問題等があったときは、きちっと管理職なりに報告がなされて、どのように対応するか、どの先生方もされますので、同じような対応でと考えていただきたいと思います。学校はノータッチではない、やはり学校体制として問題が生じたときに保護者にあたっていくというふうに考えていただければと思っています。

教育長 考え方としては非常勤ではあっても学校の職員としては採用するという意味ですから直になります。

委員 では窓口は直にということでしょうか。

教育長 はい。何かあったときは、当然、管理職への報告、学級担任とかのやりとりであったり、一教員と同じようにしていただく考えです。

委員 第3項の校長のというところで指導員は部活動の顧問とする。当該部活動を担当する教諭等を指定し、これどういうふうに理解するのか。指導員を顧問にしました。だけでもその場合は部活動を担当とする教諭を指定しなさいと読むのか、しなければならぬと読むのか、してもよいと読むのか。

学校教育課長 第4条の3項のところですね。教諭等の顧問を置かずに、教員に顧問を置かない場合については指導員が直接顧問をすることになるという説明をさせていただいたときに当該部活動を担当する教諭等を指定しということは顧問を教員も担当として指定する場合があります。

委員 顧問を置かず指導員のみを顧問とする場合というのは日本語が、こういう表現でよいか、なんか並列ですよ。

学校教育課長 並列になってしまいます。

委員 単独で顧問をさせて良いし、教諭等を担当させて良いのか。顧問と教諭がいる場合もあるよ。

学校教育課長 そうです。

委員 その場合、第1項第7号から第9号の職務を命じるとあるが、誰が誰に命じることができるのか。校長が顧問に命じるのか、担当教諭が命じることができるのか、両方に命じるのか。

学校教育課長 この場合、校長が単独でする場合につきましては、指導員にというところですよ。もうひとつ、校長が担当教諭を指定した場合、この場合は教諭と指導員になってきますけど、ここで言いたいのは校長が指導員に命ずることができると考えていただくとありがたいです。

委員 だれが見ても分かる規則にしていきたい。

教育長 顧問と担当教諭は何が違うということが分かるように表記しないと、意味を取り違えられると思いますよ。

学校教育課長 委員 はい。

委員 もうひとつ、いま委員がおっしゃったように最終的には任命責任は教育委員会にくるのかな。その前に学校長ですから、十分に事前研修を、これは必須条件だと思います。だから受けてもらうのではなく必須条件です。研修報告を書いていただいて、計画と指導計画を作られたら、例えば、活動日誌の提出をまとめて出していただくとか。規則の次ですね。きちっと落とし込んでいただいて指導員さんが迷うことがないように、万が一の時には職員ですから罰せられますよね。そうすると大変な責任を負われることになる。そこのところは事前研修で、地方公務員法も含めて、指導する方になれるわけですから、危ういのではないかと。そこのところはしっかりとお願いしたい。

学校教育課長 活動報告のところは、しっかりと出していただくように準備を進めています。先ほどおっしゃいました実施要領みたいなものを作成していただきたいと思います。

教育長 さっき委員がおっしゃった研修の件も盛り込みますか。研修の件は第7条にあります。

委員 これは、「いつ」という表記がない。4月に任命され、研修が10月になりました。では、その間なにもないので、本来であれば「研修をした人がなれます。」とか。「研修を受けてください。」だと、ちょっと心配です。

教育長 現状で申し上げますと、学校に以前から入っていただいている、安心して、まかせられる人、そこは大丈夫だと思います。新たに探すという場合には、委員のみなさんが心配されるように、きちっと踏んでいかないといいません。

委員 なった方が研修を受けるのではなく、きちっと研修を受けた方になっていただくことが、親としても安心だと思います。例えばスポ少なんかで、なかなか、わかりづらいつころがあるので、先ほど、先生達、職員と一緒にだということがわかりました。保護者の方も、そのへんのところが区別がつきにくいのではないかと思います。きちんと保護者の方に説明をお願いします。何かあった時の連絡とかの説明が必要です。指導者だけだと、何かあったとき心配ではないかと思えます。指導者の方も保護者の方から、いろいろ言われた時にどうするか、きちんと細かいところまで説明があれば指導される方も安心なのではないかと思えます。

教育長 委員からあった指導者の研修の件ですが、確かに指導者の資格があった方が良いでしょうが、資格を得るための研修が、多分、自費になると思うのですが、それを条件にしてしまうと、人が見つからないという苦しいことがあって、県や市が用意する研修をと考えます。それを補うように動き出すこととなります。

委員 コーチ資格をとったのは、県内でも50人近くになりますけど、資格をとらないと県の大会、中国大会でコーチには入れないという規定になりつつあります。それぞれ可能性があるんで、みなさん資格をとりましょうといったものです。料金的には5万円位かかり、更新料が3年間で、かなりかかるんですけど、自分にとっても勉強になり、研修も受けられるのでとっています。なかなか競技団体によって様々ですので、今後もしっかり研修をしていただくこと。年間、月計画をきちんと出していただくということをしないと。出さずにいきなり、「どこどこの大会に行きます。」ということはあるんです。そうすると引率はどうするか。民間の方だったら結構いろいろな大会があって、つきあいもありますから、そのへんのところは、「年間に、こういう大会

があつて出る。」という、ある程度の計画を考えたり、早めに、特に保護者には連絡すること。学校だったら先生がすぐ連絡することができるかもしれないですけど、きちんとしていただきたいと思います。

教育長

いただいた意見を十分に検討していきたいと思います。

委員

「働き方改革で、教員の負担を軽減する。」という考えで、良いことなんですけど、「児童生徒の命を守る。」という大前提があるので、教員資格をとって、ずっとされていた方以外の方が入るので、委員がおっしゃられますように、わりと発想が自由にされるかもしれませんが研修もして、そのところは両建てで、しっかり組立てをお願いしたいと思います。

教育長

いただいたご意見、十分に気を付けて導入したいと思います。

委員

それともうひとつ、一番大前提の、議案第 11 及び中学校管理規則の一部改正で、今中学校の規則の改正を話していますよね。

教育長

管理規則はひとつです。小学校と中学校を併せたものの管理規則ということです。

委員

改正後の第 20 条の 8 で中学校に部活動指導員を置くことができる。では小学校では、どうなのかということになりますか。

教育長

小学校には置かないです。

委員

では規則を変えるのであれば、始めから部活動指導員を置くことができるとした方が良いのでは、という考え方があります。小学校には全く将来的にも置かないということが良いですか。小学校には置かないという前提でよろしいですか。

教育長

小学校には置かないです。そもそも小学校には部活動はありません。

委員

わかりました。

教育長

20 条のところには、こういう人を置くということを並べてあつて、例えば 20 条の 7 であれば衛生推進者を置くというところがあつて、その次に部活動指導員を入れて、次に 9 のところで職員会議、次の 10 に学校事務共同実施組織というのがあつて、増えれば追加し、なくなれば削ります。そういうところですよ。

委員

わかりました。

教育長

その他ありませんでしょうか。

(各委員異議なし)・・・第 11 号第 12 号承認

(6) 議案第 13 号 倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則の一部改正について

(資料に沿って、図書館長説明)

教育長

何かご質問はございませんでしょうか。

(各委員意見なし)・・・承認

5 教育長報告

(別冊資料に沿って、教育長説明)

教育長

ひとつ訂正します。エアコンのプロポーザルは中止になりました。それに伴い 4 月 8 日に臨時議会も中止です。

委員

プロポーザルの審査は何社でしたか

教育長

3JV です。

教育総務課長

3社の3、4チームです。

委員

プロポーザルが中止になると、その分、工程がずれていきますね。

生涯学習課長 選任は地区公民館でされるので基本的には地区内ですがその地区ではない方もいます。

委 員 海洋センターですけど職員の採用はどうですか。

生涯学習課長 先日採用試験を行いました。

委 員 無事にはじめられますね

委 員 ラグビー場として高校を活用する、陸上競技場を活用する考えはないでしょうか。

生涯学習課長 11箇所案があってその中で検討しましたが、東高は半面しかとれず、総産は芝があって他の活用もあるので難しいと判断しました。

委 員 市営にとらわれず、倉吉市でなくても町でもという考えからです。

教育長 私からも県営のラグビー場を作ってといいましたがなかなか難しいようです。総産は場所的にはとても良いですが、広さが足りず周りの田んぼを買うにはとても単価が高いそうです。ラグビー場はとても広く 100m位と 70m位必要です。中学校のグラウンドではとても足りません。

委 員 わかりました。

教育長 他に質問ありませんか
(各委員異議なし)・・・承認

○文化財課

(1) 史跡大御堂廃寺跡保存活用計画の素案について

(2) 文化財保護審議会(第2回)について

(資料に沿って、文化財課課長補佐説明)

教育長 何かご質問はございませんでしょうか。

委 員 県立美術館と連携して話し合っていたいただきたい。ひとつずつ進捗状況を発表して。

発掘物の説明、何千年前はこうでした等ストーリー立てて説明するなど大御堂廃寺を盛り上げて行ってほしい。期待しています。

文化財課課長補佐 史跡の活用計画の次は整備計画となりますが歴史的価値など分かる説明ができるよう進めていきたいと思えます。

教育長 ひとつご承知いただきたいのは、文化庁に申請するのは史跡としての活用であり、私達が思う多目的に使用するためのものではないことです。

委 員 ここで花見をされていたのかと思いながら花見をするという話があって、自分がその歴史の中に入ると楽しいのかなと思えます。

教育長 よろしいでしょうか。

(各委員異議なし)・・・承認

○倉吉博物館

(1) 平成30年度第3回倉吉博物館協議会について

(2) 博物館講座⑧「子持壺と古墳時代の葬送儀礼」事業報告

(3) 博物館講座⑨「倉吉の仏師 仲倉友朋」事業報告

(4) 第42回倉吉市創作文華展について

○給食センター

(1) 給食への異物混入一覧(平成31年2月末現在)

(資料に沿って、給食センター所長説明)

教育長

何かご質問はございませんでしょうか。

参考までに10月から消費税があがりますが、給食費は据え置きです。

給食センター所長

軽減税率の対象になります。給食費に影響はありません。

教育長

よろしいでしょうか。

(各委員質問なし)

○図書館

(1) 永田和宏短歌講演会・第7回山上憶良短歌賞表彰式について

○その他

(1) 青少年問題対策協議会について

8 その他

次期委員会について調整し、次のとおり決定

日 時：平成31年4月24日(水)午後3時00分

場 所：倉吉市役所 第3会議室

午後5時10分終了

9 閉会